



# 令和6年度 男女共同参画相談員【会計年度任用職員】 (和歌山県ジェンダー平等推進センター) 採用試験案内

(問い合わせ先) 和歌山県ジェンダー平等推進センター  
〒640-8319 和歌山市手平2-1-2  
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛9階  
TEL 073 (435) 5245 (直通)

## 1 受付期間・面接試験日時・面接試験会場・合格発表

受付期間	令和6年12月20日(金)～令和7年1月31日(金)【必着】 ※郵送【必着】による受付を行います。
面接試験日時	令和7年2月12日(水)※時間については連絡します。
面接試験会場	和歌山県ジェンダー平等推進センター (和歌山市手平2丁目1-2 和歌山ビッグ愛9F)
合格発表	面接試験後7日以内予定※合格者に通知(電話連絡)します。
試験実施機関	和歌山県ジェンダー平等推進センター

## 2 採用予定人数・勤務場所・主な業務内容

採用予定人数	勤務場所	主な業務内容
1人	和歌山県ジェンダー平等推進センター	ジェンダー平等、男女共同参画等に関する電話及び面接による相談業務、相談業務に付随する事務業務、専門相談の案内受付業務

## 3 受験資格

- (1) 夫婦・家族・人間関係の問題、仕事や生き方への不安等に関する相談業務に従事した経験が2年以上ある人。(相談業務経歴書(様式自由)に記載し、提出すること。)
- (2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。((イ)～(エ)は、地方公務員法第16条に規定する人)
  - (ア) 日本国籍を有しない人
  - (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - (ウ) 和歌山県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - (エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 4 試験等の方法及び内容

作文による書類選考後に面接試験

作文提出:「男女共同参画と相談事業について」400字詰め原稿用紙1枚半以上2枚以内

面接試験:人物、能力、性格等についての個別面接

## 5 勤務条件等

任用期間	令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで
勤務形態	週3日程度(日曜日、月曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する日を除く。) ①午後2時45分から午後8時30分まで ②午後零時45分から午後6時30分まで(②は月1回程度)

報酬	○日額 7, 216円～8, 366円（前歴換算を加味して決定します。） このほか会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の定めに従い、費用弁償（通勤手当相当分）、期末手当、勤勉手当が支給されます。
福利	週の所定労働時間が20時間未満の場合は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入要件を満たさないため、加入なし
休暇	○年次有給休暇 6か月経過後の付与日数5日 ○特別休暇 忌引休暇（有給）等
服務	地方公務員法の規定による。守秘義務、職務専念義務等

## 6 試験結果の開示について

この試験の結果については、受験者本人の申し出により情報提供を受けることができます。

情報提供を希望する人は、以下により受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県ジェンダー平等推進センター（和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛9階）に申し出てください。

開示請求できる人	開示内容	開示期間
受験者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間 （日曜日、月曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する日を除く。） 午前9時（開示期間の初日は合格発表後）から午後5時45分まで

## 7 受験手続

申込方法	下記の申込書類を、1の受付期間に、下記の申込先へ <b>郵送により</b> 申し込んでください。必ず <b>簡易書留郵便</b> とし、封筒の表に「 <b>受験申込み</b> 」と <b>朱書き</b> してください。 これ以外による不着の問題につきましては、一切対応しかねます。
申込書類	①履歴書 1通 ※必要事項を記入の上、写真を貼付したもの ②作文（4参照） ③相談業務経歴書（様式自由）
申込先	宛先：〒640-8319 和歌山県和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛9階 和歌山県ジェンダー平等推進センター 電話：073（435）5245

（注）この採用試験において取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。また受験に際し提出された書類は、和歌山県ジェンダー平等推進センターにおいて一定期間保管後、速やかに安全かつ適切な方法で廃棄します。